

京都市告示第 136号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成21年6月1日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

中京区西ノ京原町，西ノ京下合町，西ノ京南原町，西ノ京銅駝町，西ノ京船塚町，西ノ京西月光町，西ノ京東中合町，西ノ京樋ノ口町，西ノ京小倉町，西ノ京東月光町，西ノ京永本町及び西ノ京星池町の各一部

右京区山ノ内池尻町，西院日照町，西院安塚町，西院笠目町，西院四条畑町，嵯峨天龍寺椎野町，嵯峨天龍寺広道町，嵯峨天龍寺車道町及び嵯峨北堀町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)